



【230414 会報号外】2023年度介護事業者経営実態調査について
調査票の本社・本部へ一括送付が可能となります！
厚労省への届出は2023年4月30日までです！

今般、厚労省から介護サービス施設・事業所の経営状態を把握するため「令和5年5月に介護事業経営実態調査を本年5月に実施すると連絡がありました。」

本調査の結果は「**介護報酬改定のための基礎資料等として活用される重要なもの**」となることから、より多くの施設・事業所の皆様のご協力をお願いします。

また、今回新たに導入された調査票の本社・本部への一括送付については、**厚労省へ本年4月30日までに届け出る**必要があります。手続き詳細は、下記厚労省作成の資料をご参考ください。

※『厚労省作成資料』

- 厚生労働省では、**令和5年5月に介護事業経営実態調査を実施**いたします。
 - **皆様からいただいたご回答は、令和6年度介護報酬改定での基礎資料等として活用される大変重要な統計調査（統計法に基づく一般統計調査）**となります。
 - 報酬改定を検討する上で、正確に実態を把握する必要があることから、調査票が届いた皆様（※）におかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。
- ※調査票の送付は本年5月頃を予定しています。

近年、本調査における有効回答率が十分でないとの指摘がされており、要因として記入者負担が大きいとの声をいただいています。今般、記入者負担軽減の観点より「**調査項目の削減、一部の項目について前回の回答結果をあらかじめ記載するなど**」の取り組みを実施しております。

【提出期限】：インターネットによる回答は**7月7日（金）**

紙での回答は**6月30日（金）**

※厚生労働省では、インターネットによる回答を推奨しております。

ご回答いただいた調査内容は、介護報酬改定の検討に活用されます。



※『厚労省作成資料』

- 介護事業経営実態調査では、これまで施設・事業所に対してのみ調査票を送付していましたが、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑に正確な回答ができるようになることをご要望があったことを踏まえ、今般の調査より、**事前に届出いただいた法人本部の方に対し、調査対象事業所リストの伝達及び調査関係書類（調査票・記入要領等）を一括して郵送することができる仕組みを導入**いたします。

この仕組みにつきまして、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

＜手続き方法＞（※ご希望の場合、事前に簡単な届出をしていただきます。）

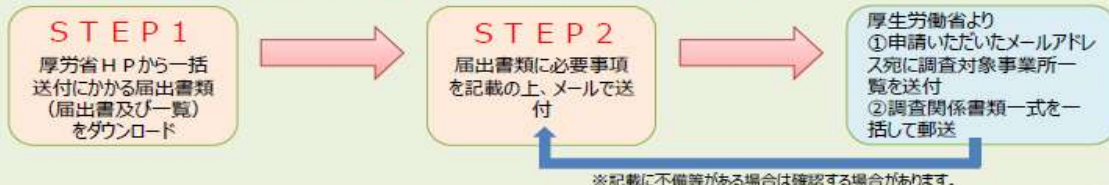
- ① 当省HP (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html) から、届出書及び別紙（傘下施設・事業所一覧）をダウンロードし、必要事項を記載の上、提出先メールアドレスへご提出いただきます。

届出用HPはこちら



- ② 厚生労働省より内容確認後にメールで調査対象事業所一覧のお知らせを行うとともに、郵送にて調査対象事業所分の調査関係書類一式を法人本部へ送付します。

※届出できるのは法人（企業）の本部（本社）のみであり、傘下に属する各事業所（支店等）単位での申請できませんので、ご注意ください。



※記載に不備等がある場合は確認する必要があります。